

竜王町農業環境基本計画

～ 自然を愛し みどり豊かな美しいまちをつくりましょう ～



竜王町

平成27年4月

竜王町農業環境基本計画

(1) 竜王町の姿

○概要

①位置・地勢

竜王町は、滋賀県の東南部蒲生平野に位置し、東西 7.6 km、南北 8.5 km で総面積が 4,452ha の平地の農村です。

東は雪野山、西は鏡山に囲まれ、南部一帯は丘陵団地を形成し、水田地域は盆地状で琵琶湖へ向かって扇状地帯に開けています。

気候は比較的温和で平均の気温も 15 度ぐらいで、降雪量も比較的少ない地域です。

②土地の構成

本町の総面積は 4,452ha で、町の全域は都市計画地域に指定されていますが、大部分が市街化調整区域で竜王インターチェンジ周辺の一部が商業地域に、また、工業団地を中心に一部を工業専用地域の指定がされています。農業振興地域は 2,773ha となっており、そのうち 1,346ha が農用地区域の農地です。

③人口・世帯数

本町の人口は平成 26 年 4 月 1 日で 12,559 人、世帯数 4,145 世帯で、大企業の寮があることから世帯数が多いことが特徴です。新興団地等も 5 箇所ありますが、少子化等の影響もあり、減少傾向が見られる現状です。

④交通

竜王町には鉄道がないため自動車交通への依存度が高く、主要幹線道路として名神高速道路が町の中心部を東西に横断しており、国道 8 号線、国道 477 号線等が通っています。

名神高速道路竜王インターチェンジからは、県庁所在地の大津市まで 40km で 40 分、京都まで 60km で 1 時間の距離です。

竜王インターチェンジが昭和 56 年に開設、これを契機に大企業の自動車工場（200ha）が進出し、樹脂、印刷、機械、食品等の工業面においても急速に発展してきました。

⑤社会基盤・産業基盤

社会基盤として整備された「妹背の里」・「総合運動公園（ドラゴンハット・体育館・温水プール・弓道場）」は多くの利用者に賑わっています。

産業基盤の整備として、昭和 50 年度から全町水田の灌漑排水事業とほ場整備事業および平成 4 年度から町南部丘陵地に畑地灌漑と土地基盤整備を実施、並行して、農業構造改善事業によるアグリパーク竜王の施設整備を行ってきました。また、平成 16 年度に国道 8 号沿いに地域振興施設として「道の駅竜王かがみの里」を設け、町内の農産物をはじめとする特産品

の販売と観光振興に大きく寄与しています。

平成 19 年 3 月、山之上農林公園内に滋賀県高速道路利用センターが設置した「天然温泉蒲生野の湯」が開設（源泉 38.8℃）され、平成 23 年には竜王インター付近に大型商業施設が開業しています。

（2）竜王町農業の現在

①農家の動向

昭和 40 年に 1,469 戸であった農家数は平成 22 年度には 739 戸と平成 17 年度に比べると 121 戸減少し、専業農家は平成 22 年度には 48 戸、兼業農家は 691 戸になっています。

農業は本町の基幹産業であり、中核農家と農業後継者の育成確保、さらに農業組織の育成、法人化の推進を図っているところです。

②竜王町の農業の特徴

ア 水稲

竜王町は近江米の主産地として高く評価されていましたが、気候の温暖化とともに化学肥料、機械の省力化により 1 等米の比率（H25：74%）が下がったことから、安全・安心を基本とした土づくりまた環境に配慮した米づくりを推進し、農家自身も前向きに取り組んでいただいています。

滋賀県の環境こだわり農産物の認証を受けた、化学合成農薬および化学肥料の使用量を 5 割以上に低減した水稲の作付けにより、消費者に安全・安心な農産物の生産を行っています。

（H25 年産こだわり水稲作付面積 512.9ha：町水稲作付面積 857.8ha の 59.7%）

環境こだわり農産物としては、水稲以外には果樹、野菜、そばの作付けも行われています。

また、平成 16 年 1 月から小中学校で環境こだわり米コシヒカリを使った自己炊飯給食を開始し、平成 21 年度には学校給食地場農畜産物利用拡大推進協議会を設立し、地域の農畜産物を学校給食に取り入れる地場給食の拡大を図っているところです。

イ 畜産

「近江牛のふるさと竜王町」、近江牛のはじまりは竜王町です。

“自然豊かな中で肥育され、誇り高い宝の近江牛発祥の地”です。

日本では江戸時代まで肉食は禁じられていましたが、近江の国の彦根藩が江戸の徳川御三家に近江牛の味噌漬を薬・養生肉として献上した話が残っています。明治時代には、牛肉を食べるようになり、明治の初めに近江牛の販売を手がけ東京の浅草に牛肉の間屋米久を構え、家畜市場が明治の初期からこの竜王町の山之上地域で組織され、肥育された近江牛が全国に広められました。この歴史を受け継ぎ、今も竜王町では現在も 2,800 頭あまりの肉牛が肥育され県下でトップクラスとなっています。乳牛についても 3 戸の農家が酪農団地を形成し、約 100 頭が肥育されています。養鶏農家は 3 戸で採卵鶏・ブロイラーで約 3 万 2 千羽飼養されています。

この近江牛をはじめとする町内畜産農家へ飼料の供給をするため、耕畜連携飼料作物の推進として、飼料稲（WC S用稲）の栽培が米の生産調整として取組まれ、平成 22 年度からは飼料米も取り組まれています。（平成 25 年度作付面積：WC S用稲 10.8ha、飼料米 7.5ha）

ウ 果樹

南部丘陵地に国・県営日野川農業水利事業による琵琶湖からの灌漑排水事業に併せて、畑地における基盤整備事業として山之上農林公園畑地基盤整備（約 60ha）を行い、観光果樹（いちご、さくらんぼ、うめ、ブルーベリー、もも、ぶどう、なし、さつまいも、かきなど）を栽培し、市場出荷せずに観光農園および町内直売所（アグリパーク、道の駅）で地産地消として販売がされています。

特に平成 23 年に開業した大型商業施設の影響もあり、県外からの観光果樹園への来客も多く、新たな生産者および規模拡大が求められています。

（3）農業環境を取り巻く課題

①多様な自然環境の保全

竜王町の自然環境の基盤である農地、丘陵地、河川などを保全し、将来にわたり多様性のある自然の構造を維持していく必要があります。

②田園・水環境の自然の保全・回復

農地・ため池・河川などの田園・水辺空間や、それを取り巻く緑と一体となった自然環境は、安らぎと潤いを与える場として期待されるだけでなく、動植物にとっても貴重な生息・生育空間を守るため、周辺環境を整える必要があります。

③環境にやさしい農業の推進

田園や河川などと調和しながら営まれてきた農業が持続可能な地域の重要産業となるため自然環境や生態系に負担をかけない方法を研究し、進めていく必要があります。

（4）目指す農業環境の姿

本町はこれまでも、滋賀県の環境こだわり農産物を推進することにより、化学合成農薬・化学肥料の 5 割以上の低減を実施し、定められた使用量の基準を遵守して栽培された安全・安心な農産物を生産することで、環境保全型農業を進めてきました。

また、竜王町病害虫共同防除協議会においては、農業生産に伴う環境への負荷をできる限り削減することを目的としていることから、発生予察を重視した一斉共同防除を実施しています。

今後も、このような推進をするとともに、幅広い農業者の協力を得ながら、竜王町の農業環境保全に努めます。

あわせて、サギ（アマサギ、アオサギ、チュウサギ、コサギ等）やトンボ（オニヤンマ等）、ドジョウ、カエルなどの生き物と共生することを重要視しており、冬期湛水管理や有機農業などを実施し、環境に出来るだけ負荷を与えない生物多様性保全に資する営農活動の導入を図ります。

環境こだわり農産物を含めた環境保全型農業を推進することにより、特に水稻においては一般米との差別化を図れ、高付加価値なお米の栽培・生産が実現できます。

そのことにより、安全・安心な農産物が社会からの信用・信頼に繋がり、地域特産物の振興・販売の促進・販路の拡大などの生産と販売の両輪により、持続的な農業環境の推進が実現できます。

そのために、次の施策を実施します。

①多様な自然環境の保全

多様な自然環境の生態系維持や水源かん養などの環境保全機能を守るために、緑地や水辺などの保全と相互のネットワークを確保していきます。

- 里山の維持管理、機能回復利用の促進
- 農地・平地部の自然の保全
- ため池・河川の自然の保全
- 冬期湛水管理による生物多様性の保全

②田園・水環境の自然の保全・回復

農地は食料生産の場であると同時に多様な動植物の生息空間でもあります。また、自然環境として安らぎと潤いを与えるために、あぜ道や農道、用排水路などを多自然型のものへ転換させていく取り組みを進めます。

- あぜ道、農道、水路の樹林・草地の既存植生の保全・創出
- 環境に配慮した工法によるあぜ道、水路の整備、魚道の設置
- 堤防、水路、河川沿いの既存植生の保全・創出
- ため池の保全と多面的活用

③環境にやさしい農業の推進

田園や河川などと調和しながら営まれてきた持続可能な農業が地域の重要産業となるよう、自然環境や生態系に負担をかけない方法を研究していきます。

- 環境こだわり農産物の推進
- 地場食材の流通促進による地産地消
- 学校給食の地場給食の拡大

(5) その他

竜王町農業環境基本計画は農業者等への周知を徹底するため、本町のホームページ等を活用して周知する他、必要に応じて講習会を開催します。

冬期湛水管理については、冬の期間に2ヵ月以上の湛水状態を確保し、適切な取水措置、漏水措置を講じることが必要です。

また、冬期湛水管理を実施するにあたり手法等を農業者に対して周知します。